平成31年度 広島ミクシス・ビル(産業振興センター管理分)警備業務(人的警備)仕様書

1 対象物件

- (1) 所 在 地 広島市西区草津新町一丁目21番35号
- (3) 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 8 階建 広島ミクシス・ビルのうち $1 \sim 3$ 階の一部
- (4) 用 途 ① 貸室(研修室、会議室) 1階

② 事務所 1~3階

- (5) 敷地面積 8,247.93 ㎡のうち 1,742.91 ㎡ (別図1)
- (6) 延床面積 16,454.734 ㎡のうち 3,069.429 ㎡ (別図2)

2 委託業務

本業務の受注者は、公益財団法人広島市産業振興センター(以下「発注者」という。) の施設における火災、盗難、その他の事故を未然に防止し、秩序の維持並びに保全を図 るものであることを認識し、施設の正常な運営を行うため、次に掲げる業務を適正に履 行するものとする。

また、この業務の履行にあたっては、関係法令及び対象物件に定められた使用規則等 を遵守するものとする。

3 実施体制

- (1) 警備員:1名
- (2) 実施日:毎日(12月29日から翌年1月3日までの6日間を除く)
- (3) 実施時間
 - ① 月曜日から土曜日まで8時から20時まで
 - ② 休日等(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。以下同じ。)

8時から19時まで

* 土曜日が休日等となっている場合には、休日等とする。以下、同じ。

4 警備業務の内容

- (1) 管理室業務
 - ① 管理室の設備・機器の監視
 - ② 来館者等に対する受付案内
 - ③ 拾得物・遺失物の処理
 - ④ 鍵・カードの保管管理

- ⑤ 工事業者及び出入業者の入出管理
- ⑥ 事故発生時の関係機関及び緊急連絡先への通報
- ⑦ 災害発生時等の非常放送、車両誘導放送等
- ⑧ 報告書類の記録・保管
- ⑨ その他必要と認められる事項
- (2) 駐車場の管理業務
 - ① 駐車場の出入車両の交通整理及び案内
 - ② 駐輪場の整理
 - ③ その他必要と認められる事項
- (3) 巡回業務
 - ① 定期巡回は次のとおりとする。

ア 月曜日から土曜日まで

第1回目 8:30~ 第2回目 19:00~

イ 休日等

第1回目 8:30~ 第2回目 18:00~

- ② 巡回に当たっては、次の事項を点検確認し、異常を発見した場合には、適宜処理 するものとする。
 - ア 施錠、開錠の点検確認
 - イ 潜伏者、不審者の発見と排除
 - ウ 建物内外及び什器、備品の点検
 - エ 消防用設備等の点検
 - オ 避難経路における障害物の除去
 - カ 共用部分等の照明の点灯及び消灯
 - キ タバコの吸殻等、火の始末の確認
 - ク 歩行喫煙等の取締
 - ケ 駐車場、駐輪場の点検整理
 - コ ホール、研修室、会議室、附帯倉庫の点検監視
 - サ その他必要と認められる事項
- ③ 巡回経路は別図3のとおり。
- (4) 国旗の掲揚及び降納業務補助

掲揚 8:15

降納 17:15

なお、雨天の場合は、降納するものとする。

- (5) 緊急時の処理要領
 - ① 火災

火災が発生し、又は発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて次の 処置を執るものとする。

ア 消防署、発注者及び関係機関への通報連絡

- イ 初期消火活動
- ウ 避難誘導活動、避難誘導放送
- エ 逃遅者の有無確認
- オ 消防隊到着後は、消防隊への協力活動
- カ その他必要事項

② 盗難

機械警備の異常信号を受信又は盗難等の通報を受けたときは、直ちに次の処置を執るものとする。

- ア 警察署及び発注者への通報連絡
- イ 関係者以外を遠ざけての現場保存
- ウ 警察官臨場後は警察官に引継
- エ 現場の状況により警察官の指示を受けての協力
- オ その他必要事項

③ 地震等

建物、設備等が破損する地震等が発生した場合、直ちに次の処置を執るものとする。

- ア 発注者及び関係機関への通報連絡
- イ 館内非常放送
- ウ 被害状況の調査
- (6) 機械警備の作動及び解除

警備員は、発注者の指示に基づき、機械警備に係る作動及び解除業務を行うものとする。

(7) 貸出備品の受渡しの補助

貸出備品の受渡しの補助を行うものとする。

(8) 研修室の整理の補助

研修室の間仕切りの開閉及び机の整頓の補助を行うものとする。

5 警備要員の資格

本仕様書に定めた業務を適正に行うために必要な知識を有しなければならない。

6 服装

警備要員は一定の服装及び制帽を着用し、身分証明を携帯しなければならない。

7 報告事項等

(1) 警備員氏名等の報告

受注者は、あらかじめ現場責任者を定め、発注者に対し、現場責任者及び警備員の 住所、氏名等を報告しなければならない。現場責任者及び警備員に変更があったとき も、また同様とする。これらの報告に当たっては、警備業法第21条第2項及び同法 施行規則第38条に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。

(2) 委託業務実施計画書

公益財団法人広島市産業振興センター委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、各年度の年間計画書及び月間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに提出し、月間計画書は前月の25日までに提出して、それぞれ発注者の承認を得なければならない。

(3) 委託業務実施報告書

公益財団法人広島市産業振興センター委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、業務日誌は毎日前日分を提出し、月間報告書は翌月の10日までに提出するものとする。ただし、3月31日及び3月分の業務報告については、業務終了後直ちに提出するものとする。

(4) 検査完了期日 (期限)

発注者による毎月の業務の検査完了期日(期限)は、翌月19日(ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日)とする。ただし、これらの日が3月31日を超える場合は、3月31日とする。

(5) 事故報告書

火災、盗難等の事故及び異常事態が発生した場合は、直ちに口頭若しくは電話でその経過並びに結果を報告し、速やかに事故報告書を発注者へ提出するものとする。

8 防火管理体制

受注者は、本委託物件に定められた消防計画に基づき、自衛消防隊及び共同防火管理協議会等に参画し、防火管理を図るものとする。

9 費用の負担等

- (1) 受注者は、委託業務に必要な範囲内で警備員の控室等発注者の施設の一部を使用できるものとする。
- (2) 委託業務に必要な経費のうち電気料金、水道料金は、発注者の負担とする。
- (3) その他委託業務を行うため必要な経費等はすべて受注者の負担とする。

10 秘密の保持

警備員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約を終了し、又は解除したあとも同様とする。

11 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議 して定めるものとする。













